

L P ガス「バルク貯槽」付属機器保守管理について

新バルク供給基準にもとづくバルク貯槽の発売以来、5年を迎えるに至りました。バルクの附属機器のうち「安全弁」に関しては、液石法により5年毎の定期検査が義務付けられています。安全弁の保守管理について以下にご案内申し上げます。

1. 法定検査

「バルク貯槽は告示で定めるところにより検査を行うこと。」「バルク貯槽又は容器の機器の検査は、告示で定めるところにより検査を行うこと。」と規定されている。

【液石法施行規則 第16条第22号及び23号 バルク供給・充てん設備告示 第1条第1項及び第2項】

バルク貯槽（附属機器を除く）

製造後の経過年数が20年以下のものは20年、製造後の経過年数が20年を超えるものは5年を検査周期として、外観検査・耐圧試験・気密試験を行う。

附属機器

安全弁は5年、安全弁以外の付属機器のうち製造後の経過年数が20年以下のものは20年、経過年数が20年を超えるものは5年を検査周期として、外観検査・性能試験・気密試験を行う。

2. 安全弁の交換方法

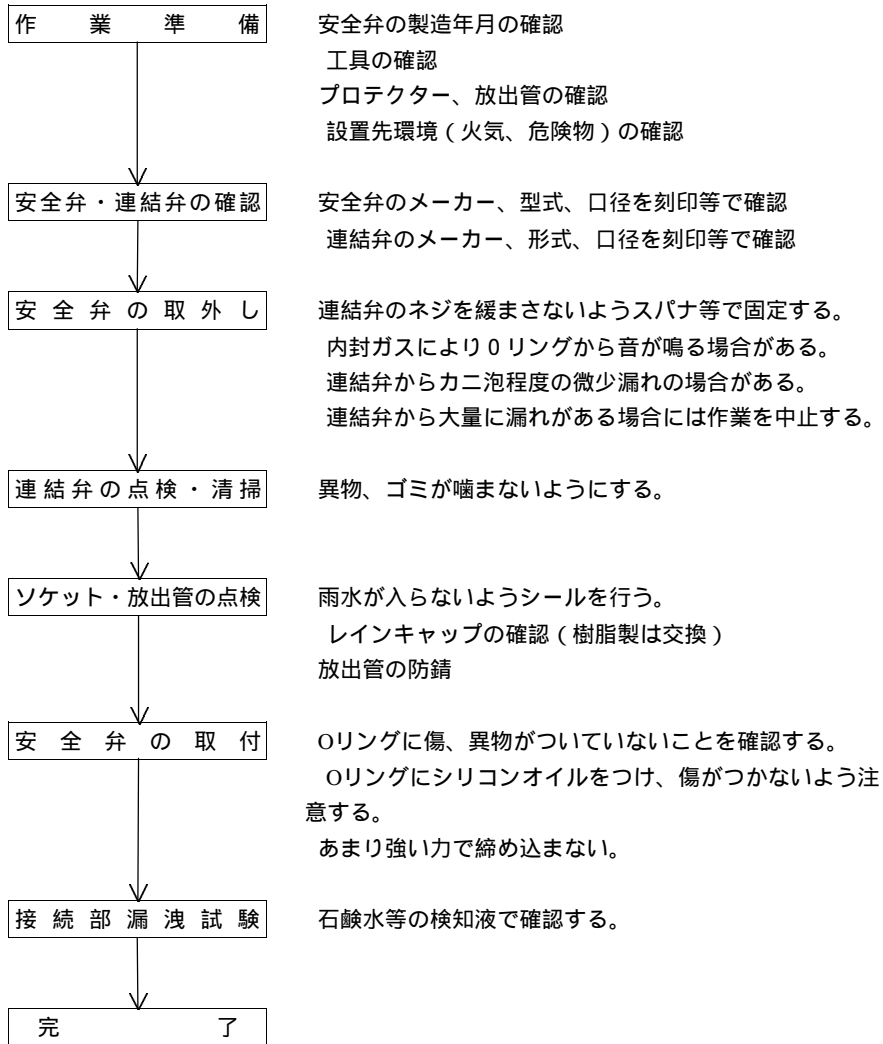
安全弁の交換作業は下記のいずれかの有資格者が行う。

- ・製造保安責任者免状取得者
- ・液化石油ガス設備士免状取得者
- ・第2種販売主任者免状取得者
- ・業務主任者の代理講習修了者
- ・保安業務講習修了者
- ・充てん作業講習修了者(再講習修了者)
- ・高圧ガス保安協会認定検査事業者A種検査員証取得者

3. 交換費用等

安全弁の定期検査については、再検査品又は新品のいずれかとの交換を行ってください。
安全弁検査費用及び交換用新品安全弁の価格については、貯槽メーカー又はバルブメーカーにお問い合わせ下さい。

安全弁交換のフロー図



安全弁交換方法の詳細

1. 取外し方法

安全弁連結弁にトルクのかからないように必ず共廻り防止の為に安全弁連結弁にスパナ（モンキー等）掛けを行うこと（添付写真を参照）

安全弁をゆっくりと緩める。連結弁との接続ねじ部よりガスが漏れた時点で緩めることを停止してください。

1分程度でガスは停止を致します。停止確認後安全弁を取り外してください。（安全弁連結弁は安全弁を取り外すことで自動的に閉止する構造になっております。従って、暫くしてもカニ泡以上のガス漏れが停止しない時は、安全弁の取り外しを中止しバルク貯槽メーカーあるいは安全弁メーカーにご連絡願います。）

2. 取付方法

上記取り外し手順に従い取り外し完了後、速やかに新しい安全弁又は再検査された安全弁を装着してください。（共廻り防止のためにスパナ掛けを行うこと。）

安全弁装着トルクは安全弁メーカー取扱説明に従ってください。

取付完了後、安全弁連結弁とバルク貯槽ねじ込み部の漏洩検査を行って下さい。

3. 安全弁放出管の取扱いについて

再利用する場合は、安全弁より放出管を取り外し、防錆処理を施してください。

取付け後放出管接続部に防水処理を施してください。（交換及び再利用とも）

